

# 医療補助金の概要

事業内容  
請求できる者  
請求できる期間  
給付対象外  
給付金の送金  
給付金の算定方法



続いて、医療補助金の概要について説明します。

7頁をご覧ください。

## 医療補助金とは？（7頁）

---

**医療機関の窓口で支払った額(保険適用分のみ)  
の一部を補助する事業**

**高額療養費や地方公共団体からの給付は控除  
して給付金を計算。**



医療補助金とは、組合員又は加入配偶者が医療機関（調剤薬局含む）の窓口で支払った額（保険適用分のみ）の一部を補助する事業です。給付を受けるためには、互助組合に請求が必要です。

なお、地方公共団体等から福祉医療費などの給付や高額療養費などの払戻がある場合は、その金額を控除して給付金を計算します。

## 請求できる者（7頁）

### 組合員および加入配偶者

- ・それぞれが請求書を作成
- ・家族（子など）受診分は✕
- ・身体障害者手帳1～2級所持者で  
市町村から給付がある方は✕  
(3級以下で1・2級と同等の給付がある方も✕)



請求できる者は、

組合員および加入配偶者です。

注意点としては、

・それぞれが請求書を作成していただく。

・家族（子など）の受診分は対象外

・身体障害者手帳1～2級所持者（市町村によっては3級も含むは、  
互助組合の「福祉給付金」（10,000円／年）の対象となるため、  
医療補助金の対象とはなりません。

## 請求できる期間（7頁）

### 受診した月の翌月から3年以内

#### ・同一受診月の請求は1回限り

	A内科	B薬局	C歯科	D外科
4月	通院	調剤	通院	
5月			通院	通院
6月	入院		通院	

同じ受診月は  
一緒に請求！

入院注意！（支払った月ではなく、入院した月）



請求できる期間は受診した月の翌月から3年以内です。

ここで、必ず覚えておいてほしいことがあります。

グレーの網掛け

「【重要】同一受診月の請求は1回限り」という点です。

ひと月分の医療機関等はまとめて1度で請求する必要があります。  
給付したことがある年月の診療分を追加請求した場合、計算の対象外となります。

上記の例で、C 歯科分（4～6月）のみ先に請求すると、4～6月分の給付が確定し、  
後からA 内科、B 薬局、D 外科の請求をしても対象外となります。

また、入院は支払った月ではなく入院した月が受診月ですので、間違えないようにしてください。

## 給付対象外（8頁）

### 控除して給付金を算定

- ・ 介護保険分
- ・ 健康保険適用外  
予防接種・個室使用料・差額ベッド代  
文書料、入院の食事代など



8ページをご覧ください。

医療補助金の給付対象外についてです。

- ①介護保険制度の自己負担分
- ②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種
- ③健康保険適用外の費用（個室使用料、差額ベッド代、文書料など）
- ④入院時の食事療養費
- ⑤その他健康保険適用と判断できないもの

これらの内容は控除して給付金を算定します。  
そのため、請求書に記入される際にも、控除して記入してください。

## 給付金の送金（8頁）

---

### 受付した月の翌々月10日頃

例 9月受付

⇒ 10月審査

⇒ 11月10日頃給付



給付金の送金についてです。

互助組合で受け付けた月の翌々月10日に送金します。  
毎月の給付金は通帳を記帳して確認してください。

なお、  
給付金送金一覧は毎年2月中旬ごろに送付します。過去1年分の給付金明細を掲載しています。

また、以前は投函して翌日に届いていましたが、現在は郵送に3日ほどかかるようになっています。  
月末に投函する際には、翌月受付となるケースもありますので、ご了承ください。

## 給付金の算定方法（8頁）

### 医療補助金請求の手引き 3～4 頁参照

年齢区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額／月
70歳未満	入院・外来別にひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	3,000円	50%	入院・外来別に 15,000円
70歳以上	ひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	6,000円		月ごとに 20,000円



給付金の算定方法です。

詳細は P.3 4 に掲載しています。

令和4年10月受診分から、  
受診した全ての医療機関（病院、調剤薬局等）の領収金額（保険適用分のみ）を合算し、表のとおり給付金を算定します。

なお、70歳になった翌月から  
70歳以上の算定方法を適用します。1日生まれの方はその月から適用です。